

飛騨古川まつり会館展示装飾リニューアル 実施計画作成業務 仕様書

1. 委託業務名

飛騨古川まつり会館展示装飾リニューアル実施計画作成業務

2. 事業の目的

白壁土蔵と瀬戸川をはじめ多くの観光客が訪れる飛騨古川の町の中でも、古川祭を広く象徴する施設として長年多くの方々に愛されてきた「飛騨古川まつり会館」は、機器の劣化に伴い展示内容を変えながら維持してきたが、昨今修繕の必要となる部分が多く出てきたことに加え、展示紹介パネルや照明など竣工以来更新していないものも多く、また、古川祭と直接かかわりのない展示も多くあることから、本来の目的である祭りの伝統と文化、飛騨古川の象徴としての古川祭を広く国内外に伝える施設として十分な機能を有しているとはいえない状況である。

この度、展示装飾の基本的な機能を強化・ブラッシュアップするなど一新し、再び多くのお客様に古川祭の歴史と文化、祭当日の流れ等の把握と再訪を促す展示内容とするため、飛騨古川まつり会館展示装飾リニューアル実施計画を作成する。

3. 委託業務期間

契約の日から平成31年3月22日（金）

4. 委託業務の概要

委託業務は下記のとおり

（1）飛騨古川まつり会館の現況把握と市場ニーズ調査・分析

飛騨古川まつり会館が、飛騨古川を訪れる様々な観光客に対して、「古川祭」の認知向上と将来に渡り継続的に観光客を誘客する機能を果たすため、現況の把握・整理と、本実施計画への的確に反映するための次の業務

- ①飛騨古川まつり会館の現況分析
- ②上記結果から導き出される市場のニーズとの関係性整理と問題点の把握
- ③伝統文化、文化財保存の観点についての配慮
- ④課題の整理

（2）まつり会館展示装飾内容の企画立案

上記（1）の結果を踏まえ、古川祭の歴史と文化、祭事としての長年の伝統を来館者に伝えられるよう、基本コンセプト・全体構成・装飾の仕組みを基本とした展示内容の企画立案業務

- a. 基本コンセプトの設定
- b. 展示装飾デザイン及び配置・構成案の策定

次の各項目を考慮した展示装飾構成案の策定

- ①来場者が古川祭当日の流れを把握できる説明パネルと管内サイン、動線計画の策定
- ②3台の祭屋台展示と起し太鼓並びにホールでの祭映像を有機的・効果的に絡め、臨場感

あふれる展示・装飾展開

③来場者の心に必ず何かを印象付けるような演出・仕掛け

④古川祭と同じくしてユネスコ無形文化遺産登録された全国の山・鉾・屋台行事を紹介するなど、期間限定の企画展示等の提案

c. 装飾の仕組み

①既存躯体の有効活用

②配置換えが可能でメンテナンス性の高い展示什器や機材等の導入

③「視覚」「触覚」「嗅覚」等、5感に訴えることのできるような立体感のある装飾

d. その他

本企画立案を行う際には、平成28年度に飛騨古川まつり会館展示装飾検討委員会により策定された「飛騨古川まつり会館展示装飾リニューアルについて」の内容を踏まえること。ただし、全てを実施する必要は無く、代替案等により現実性の高い方法を検討すること。

(3) 運営管理業務計画の策定

展示装飾リニューアルによって生じる現場スタッフの業務計画（運営・管理方法等）の策定本計画の策定に際し、まつり会館現場スタッフと十分協議し進めること。

(4) PR計画の策定

今般の展示装飾リニューアル前後を含む飛騨古川まつり会館の認知向上に向けた年間PR計画の立案（特に年間通して来場者を獲得するために実施するPR活動の内容と時期、コンタクトメディア等の提案を含む）。

なお、上記計画立案の際には、問題点と課題設定、ターゲット層とセグメント及びその対策と各活動の実施期間等を具体的に提案すること。

(5) 映像制作業者、古川祭保存会等地元有識者との調整

先に撮影・保有する古川祭に関する映像について、その制作業者とも綿密に連携・調整し、展示装飾内容に反映すること。

特に撮影済みの祭屋台の紹介映像等の使用方法等について十分協議の上進めること。

また、歴史文化継承のため、古川祭保存会関係者をはじめ地元有識者とも十分な連携・意思疎通を図り、展示装飾内容に反映すること。

(6) 実施計画書の作成

上記(1)～(5)に基づいた実施計画書の作成

①実施計画書（第1稿）

a. 提出期限

平成30年10月31日（水）

b. 記載内容

ア. リニューアル基本コンセプト

イ. 展示装飾レイアウト案：動線、ゾーニング案、展示パネル設置案等

- ウ. ライティング機材設営・レイアウト案
- エ. 音響機器レイアウト案
- オ. 展示機材等の設置案
- カ. 展示装飾リニューアルに伴う費用対効果の推計

②実施計画書（決定稿）

a. 提出期限

平成31年2月22日（金）

b. 記載内容

上記①ア～カの他、運営管理業務計画、PR計画をはじめ、協議により追加・修正等必要となった内容を含めること。

(7) 展示装飾・イメージパースの作成

展示物の展示方法を含む展示企画案全体像（イメージパース）と紹介（説明）パネル等のイメージ（グラフィック）原稿案の作成・提出とその内容。

参考：紹介（説明）文には日本語の他、英語の併記を要する。

①イメージパースの作成

下記フルカラー（4C/C）で適宜作成すること。

- a. A3俯瞰図、展開図、平面図、各1
- b. 設計図面（平面2、展開1、詳細図11）

②提出期限等

a. 提出期限

平成30年3月1日（金）

- b. 修正等においては、その都度甲乙協議の上修正するものとする。

(8) かかる経費設計書の作成

今般の展示装飾リニューアルにかかる諸経費の一切について、想定される範囲内で積算すること。なお、上記（6）に規定する実施計画書（第1稿）及び（決定稿）提出時において、次の各事業経費についてそれぞれ算出・提出すること。

- ①建築・施工費
- ②展示物及び什器等の製作費用
- ③各種輸送・搬出入、設置等経費
- ④照明・電気設備関係費用
- ⑤管理費用（光熱水費、その他維持管理費用）
- ⑥その他、想定される一切の費用

(9) 連絡調整・情報共有等

今般の実施計画策定に際しては、甲乙相互に進捗状況をはじめ幅広い情報を共有すること。また、乙は甲の求めに応じてできる限り調整事項に対して協力するとともに、委託事業終了後も施工の際には甲の求めに応じて、できる限りフォローすること。

(10) その他

上記業務を遂行するに当たり、必要に応じて有識者等の意見を求めることとし、その場合には、それに要する経費は乙の負担とすること。

5. 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ・業務実施責任者及び実務担当者を合わせて2名以上配置すること。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を飛騨市に報告すること。

6. 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、速やかに委託業務完了届けを提出した上で、平成31年3月22日までに以下の内容を含む業務完了実績報告書を提出すること。

業務の実施期間及び内容

- ①業務完了実績報告書
- ②実施計画書（確定稿）
- ③展示装飾・イメージパース
- ④経費設計書

7. 納品場所及び担当部局

飛騨市商工観光部観光課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22

TEL：0577-73-7463 FAX：0577-73-6866

E-mail：syokokanko@city.hida.gifu.jp

8. 支払条件等

- ・委託業務開始以降に本委託業務にかかる経費を支払うものとする。
- ・受託者は、本委託業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、市と協議のうえ決定するものとする。

9. 留意事項

- ・業務履行に際して必要な旅費、食費、宿泊費、施設入場料等は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。
- ・実施内容の協議のため、市から要請のあった場合は、市等が開催する会議に出席すること。
- ・資料等作成に際して、著作物の許諾及びポジフィルム等の借用が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾及び借用により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務実施に際して関係諸法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

12. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅延無く提供することとする。

13. 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあ

る。

- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

14. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。